

# 市民生活

## 「安全で安心して暮らせるまち」を目指して

市では、平成15年9月に日野市生活安全条例を制定し「安全で安心して暮らせるまち」の実現を目指し、公募市民、防犯協会、教育機関、警察ほか代表者からなる、日野市生活安全協議会を設置し、さまざまな施策を検討しています。

## パトロール実施中

犯罪の発生を未然に防ぐために、犯罪者の嫌う「目に見える警備」を行うことで、保護者、PTA、青少年育成会、自治会、保護司、民生委員、郵便局等の防犯活動が行われています。これに伴い、今年1月から各小学校に「ひのつ子安全パトロール隊」を配置。また4月からは、「市内安全パトロール」を実施しています。

## 地域防犯活動を応援します

市では、安心して暮らせる日野のために防犯活動を行っている町会、自治会などにベスト、腕章を貸与しています。詳しくはお問い合わせください。

## 以上、「問合せ先」総務部総務課

今月から全国で国税電子申告・納税システム(e Tax)がスタート

e Taxは、公的個人認証サービスに基づく電子証明書(「広報ひの」平成16年3月1日号3面参照)などを利用する制度です。①所得税、法人税及び消費税の申告②すべての国税の納付③主な申請・届出等が、パソコンからインターネットを利用して可能となります。ぜひ、ご利用ください。詳しくはe

Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)またはヘルプデスク(☎0570・015901)でお答えします。

## 水道管の漏水調査を実施し、敷地内への立ち入りにご協力を

配水管、給水管の漏水調査を行います。調査員は、身分証明書を携帯し腕章をつけています。「期間」6月下旬～8月中旬。区域「日野・宮・上田・下田・石田・新井・万願寺地区」調査方法「各戸量水器を音聴で調査、道路の配水管は夜間も実施」「問合せ先」水道事務所(☎583・6340)

# リサイクル

## 剪定枝の拠点収集(7月)

剪定枝は左表の拠点へ持ち込むことが出来ます。収集拠点は多くの方が利用する場所です。前日や早すぎる時間の持ち込みは迷惑となります。必ず時間内にお持ちください。拠点収集は一束の長さ2メートル以内・一本の枝の太さは5センチ以内です。事業所へ出したものは受け付けません。

四ツ谷下東公園	1日(休)	多摩平第1公園	午後1時30分～3時30分
御嶽上公園	2日(金)	高幡不動駅北第4駐輪場入口	
旭が丘中央公園	7日(休)	リサイクル事務所	
てっぺん山公園	8日(休)	さかい公園	
日野中央公園	13日(火)	ハケ下公園	
駒形公園	14日(休)	鳥と緑の国際センター	
落川公園	15日(休)	日野台公園	
新坂下公園	19日(月)	黒川地域広場	
通称 たぬき公園	20日(火)	沢田公園	
さいがちぜき公園	21日(休)	まつばやし地区広場	

## 四ツ谷下東公園で剪定枝拠点収集が始まります

市民の森スポーツ公園での剪定枝拠点収集は、出し方のルールが守られないため休止してい

ましたが、場所を四ツ谷下東公園(日野本町 地図参照)に変更して再開します。近隣の方々の迷惑にならないよう、収集日当日の決められた時間内にお持ちください。



以上、「問合せ先」ごみゼロ推進課(☎581・0444)

# 福祉

## 高齢者を対象にふれあい訪問調査

地区担当の民生委員が、対象の世帯を訪問し、日ごろの様子などを伺います。この調査は、地域の状況を把握することが目的で、今後の福祉サービスや地域での支えあいづくりを検討する基礎資料とするものです。なお、民生委員は身分をあらわすものを携帯しています。

## 「対象者」65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び世帯全員が75歳以上の高齢者のみの世帯「訪問期間」6月中旬～8月下旬予定「問合せ先」高齢福祉課在宅サービス係

重度知的障害者グループホーム(生活寮)入居者募集  
4月に開設されたグループホーム「まんがん」の入居者を募集します。

## 「所在地」日野29の1「対象」15歳以上の市内在住者で重度の知的障害のある方「募集人数」1人「利用者負担額」月額8万5千円(家賃4万円・食費3万

円・共益費1万5千円)「申込み」障害福祉課へ支援費の申込書を提出「問合せ」内容については、特定非営利活動法人むさしの福祉会(☎585・2151)へ「市障害福祉課」

「日程・内容」7月13日(火)：成年後見制度、20日(火)：地域福祉権利擁護事業、27日(火)：支援費・介護保険制度「時間」午後7時～9時「会場」中央福祉センター「対象」市内在住・在勤で訪問介護員の資格(2級課程修了)を有し、現在訪問介護員として働いている方「定員」30人「費用」3千円「申込み」6月23日(水)までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、性別、電話番号、職業(勤務先所在地)、訪問介護員実務経験年数、受講動機を、返信用表面に住所、氏名を記入し、〒191-0011日野本町7の5の23日野市社会福祉協議会(☎582・2319)へ 記入漏れは無効

「日時」7月2日(金)・8日(木)・16日(金)・29日(木)午後2時～5時  
8日は午前9時～正午。相談希望の方は、事前に連絡を「会場」市役所2階福祉オンブズパーソン室「問合せ先」生活福祉課福祉オンブズパーソン担当  
訪問介護員フォローアップ研修会「制度論」

## 「助成額」健康保険で認められた医療費から一部負担金を差し引いた額

6月末現在、(補)医療証を受けていて、7月1日の更新以降も引き続き受けられる方には、新しい医療証を6月中旬に郵送します。6月末までに届かない方はご連絡ください。なお、古い医療証は、7月になってから市役所2階高齢福祉課、七生支所または豊田駅連絡所へ返却を。また、今まで(補)医療証を受けていた方で平成15年分の所得が、所得制限基準額(表1)を超えるなどの理由で医療証が受けられなくなった方には、(補)老人医療費助成制度事由消滅通知書をお送りします。消滅通知書が届いた方で入院中や通院中の場合は、医療機関に(補)医療証の資格がなくなったことを申し出て

ください。

## 「補)医療証受給者で世帯全員が住民税非課税の方

医療機関にかかった場合、(補)限度額適用認定を受けると低所得者の限度額(表2)の低所得者を参照)となります。申請が必要で「申請方法」①健康保険証②(補)医療証(平成16年7月1日からの新しい医療証)③平成16年度住民税非課税証明書(平成16年1月2日以降に日野市に転入された方のみ)を市役所2

階高齢福祉課へ持参。6月末現在(補)限度額適用認定を受けていて、7月1日の更新以降も引き続き(補)医療証を受けられる方には、更新のお知らせを6月中旬に発送。再度申請が必要で「問合せ先」高齢福祉課医療係

表1 所得制限基準額

扶養親族等の人数	基準額
0人	2,572,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人	3,812,000円
4人	4,192,000円
5人	4,572,000円

表2 一部負担額表(月額)

区分	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来・個人ごと	入院・世帯ごと
一般	1割	12,000円	40,200円
低所得者	世帯全員が住民税非課税	8,000円	24,600円

# 募集

## 日野市地域福祉計画作成委員会

市では、今年度地域福祉計画を策定するにあたり、計画を検討する委員を募集します。「内容」現行計画の評価と課題整理、新計画の方向性と視点の検討、「対象」市内在住で平日の昼に参加可能な方。個別計画「高齢者、障害者、児童等」に参加している方は除く「定員」3人「申込み」6月30日(火)必着「人」申込みに「住所、氏名、ふりがな」年齢、性別、職業、電話番号、作文、地域福祉についての考え(字数自由)を書いて、〒191-0011日野市役所生活福祉課へ

「16日」日野市民体育大会総会開会式「18日」東京都市長会役員会議、東京市町村総合事務組合議会定例会「21日」東京都三多摩地区消防連合協議会「22日」落川交流センター開所式「24日」東京都市長会議「26日」全国市長会関東支部総会「29日」日野市合同水防訓練

画の見直しを行います。見直しにあたり、より多くの市民の方にご意見をいただくため、ワーキングチームを募集します。「作業期間」7月3日～平成17年3月末日「対象」市内在住・在勤・在学者で月2回程度の会議・作業に参加できる方。謝礼はありません「応募方法」6月30日(火)必着(までにハガキで住所(市内在勤・在学者は事業所名または学校名も)、氏名、年齢、性別、電話番号、環境で関心のある分野を記入し、〒191-0011日野市役所環境保全課へ 第1回会議の参加が困難な方はその旨を記載「第1回会議」7月3日(土)午前10時～正午「会場」中央公民館 直接会場へ「内容」基本方針、会議の進め方「問合せ先」環境保全課「日野市観光協会臨時職員」

# 報告

## 市長の動き(5月後半)

「16日」日野市民体育大会総会開会式「18日」東京都市長会役員会議、東京市町村総合事務組合議会定例会「21日」東京都三多摩地区消防連合協議会「22日」落川交流センター開所式「24日」東京都市長会議「26日」全国市長会関東支部総会「29日」日野市合同水防訓練